

マネー・ローンダリング等防止方針

株式会社中国銀行(以下「当行」といいます。)は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止が国内のみならず国際的にも要請されている重要な課題であることを認識し、かかる課題に厳正に応えるため管理態勢を構築し、業務を遂行する基本方針として次のとおり本方針を定めます。

1 運営方針

- 当行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(※1 以下「マネー・ローンダリング等」といいます。)の防止に関して役割および責任を明確にし、適時的確に対応できる行内態勢を整備します。

2 取引時確認(※2)

- 当行は、取引時確認について、適時的確に対応できる行内態勢を整備します。
- 当行は、取引時確認について、適時的確に対応するため役職員に継続的に研修をおこない、関係法令および事務規定について周知徹底を図ります。

3 資産凍結等の措置に係る確認(※3)

- 当行は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置に係る確認について、適時的確に対応できる行内態勢を整備します。
- 当行は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置に係る確認について、適時的確に対応するため役職員に継続的に研修をおこない、関係法令および事務規定について周知徹底を図ります。

4 疑わしい取引の届出(※4)

- 当行は、疑わしい取引の届出について、適時的確に対応できる行内態勢を整備します。
- 当行は、疑わしい取引について、法令に基づき、速やかに当局に届出をおこないます。
- 当行は、疑わしい取引の届出について、適時的確に対応するため役職員に継続的に研修をおこない、関係法令および事務規定について周知徹底を図ります。

5 遵守状況の検証

- 当行は、マネー・ローンダリング等の防止に関する遵守状況を点検し、その点検結果を踏まえて継続的に行内態勢の改善に努めます。

※1. マネー・ローンダリングとは、「犯罪により得た収益を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠したりすること」を指し、テロ資金供与とは、「爆弾テロやハイジャック等のテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供すること」を指します。

※2. 取引時確認とは、「犯罪収益移転防止法に基づき、お客さまの氏名・住居・生年月日等の確認が金融機関に義務付けられていること」を指します。

※3. 資産凍結等の措置に係る確認とは、「外為法令に基づき、資産凍結等の経済制裁措置に係る対象者か否かを確認することが金融機関に義務付けられていること」を指します。

※4. 疑わしい取引の届出とは、「犯罪収益移転防止法に基づき、お客さまから受取ったお金が犯罪による収益である疑いがある場合、またはお客さまが犯罪による収益を隠匿などしている疑いがある場合には、金融庁に届け出ることが金融機関に義務付けられていること」を指します。

